

前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 認定こども園における教育及び保育の実施に当たっては、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮するとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>(5) 省略 (管理運営等)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>8 <u>認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u></p> <p>9 <u>認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。</u></p> <p>10～13 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 省略 (職員資格に関する特例)</p> <p>2 省略</p> <p>3 第4条第1項及び第4項(同項ただし書の規定を適用する場合を除く。附則第5項及び第7項において同じ。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養</p>	<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 認定こども園における教育及び保育の実施に当たっては、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮するとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略 (管理運営等)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>8～11 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 省略 (職員資格に関する特例)</p> <p>2 省略</p> <p>3 第4条第1項及び第4項(同項ただし書の規定を適用する場合を除く。附則第5項及び第6項において同じ。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養</p>

護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

4 第4条第2項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者(同項ただし書の規定を適用する場合においては、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者。次項及び附則第7項において同じ。)については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、これらの者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 省略

6 第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項本文の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

省略	
附則第5項	省略
附則第6項	第4条第1項の規定により 認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者
	看護師等

護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。)をもって代えることができる。

4 第4条第2項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者(同項ただし書の規定を適用する場合においては、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者。次項及び附則第6項において同じ。)については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、これらの者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 省略

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項本文の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

省略	
附則第5項	省略